

## 安城市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民（市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めて施策を推進することにより、犯罪被害者等の心情に配慮しながら犯罪被害者等を支え、もって全ての市民が安心して生活できる地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「犯罪等」をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する「犯罪被害者等」をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により二次被害を生じさせることのないように十分配慮されること。
- (2) 犯罪被害者等が被害を受けたときから、社会において孤立することのないように、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく提供されること。
- (3) 市、市民、関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）の相互の連携及び協力の下に推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、自らの言動により二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 市内で事業又は活動を行う者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与すること並びに精神的な被害及び身体的な被害の回復に取り組むことができるよう、その就業等について配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等からの相談に応じ、犯罪被害者等に対し必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関及び民間支援団体との連絡調整を行うものとする。

(総合的対応窓口の設置)

第8条 市は、前条に定める事項を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪等により受けた被害（以下「犯罪被害等」という。）により経済的な影響を受けた犯罪被害者等に対し、経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第10条 市は、犯罪被害等により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、日常生活の支援のため、家事等を行う者の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪被害等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪

被害者等に対し、居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、市民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の発生の防止の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言等の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、市民等からの意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。